

2008年3月4日

KDDI 株式会社 御中

適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者支援機構関西 (KC's)

理事長 榎 彰 徳

【連絡先 (事務局)】 担当者: 西島

〒540-6591 大阪府中央区大手前1-7-31

OMMビル1階 大阪府消費生活センター内

TEL:06-6945-0729/FAX:06-6945-0730

メール:info@kc-s.or.jp

ホームページ:<http://www.kc-s.or.jp/>

お 問 い 合 せ

消費者支援機構関西 (以下通称である「KC's」と表記します。)は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を申し入れたり、団体訴権を行使することを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって構成され、2005年12月3日に結成された消費者団体であり、2007年8月23日には、内閣総理大臣により消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として認定されました (組織概要についてはホームページをご参照下さい)。

さて、2005年10月1日、貴社は、株式会社ツーカーホン関西 (以下「ツーカーホン関西」といいます)、株式会社ツーカーセルラー東京、株式会社ツーカーセルラー東海を吸収合併されました。

それに伴い2008年3月31日をもって、貴社がツーカーホン関西の名称のもと継続して提供されていたサービスが終了すると聞いています。しかしながらツーカーホン関西が提供しておりましたプリケーロングサービスを受けるには、プリケーロング契約時に通話料の対価とは別に長期サービス利用料として1万2000円を支払わねばなりませんでした。サービス提供会社の一方的な事情、すなわち吸収合併により同一のサービスが継続して提

供されなくなってもかかわらず、当該1万2000円を一切返金しないという貴社の対応が妥当であるのか疑問に思いましたことから本書をもって質問いたします。

下記質問事項について、貴社よりご回答をいただきたく、本書を送付する次第です。つきましては、貴社のご回答を2008年3月18日（火曜日）までに、書面にて当団体事務局宛に、ご送付頂きますようお願いいたします。

貴社よりご回答なき場合は、貴社の契約書に関し、現時点における当団体の認識に基づいて、問題点等を公開にて「申入れ」させていただく予定です。

「申入れ」には、当団体が、適格消費者団体として消費者契約法第12条に基づいて行う裁判外の差止請求を含む場合があります。公開での「申入れ」以降につきましては、当団体の「申入れ」の内容及びそれに対する貴社からのご回答等、申入れ以降の全ての経緯とその内容を当団体ホームページ等で公表いたします。

なお、このたびの「お問い合わせ」を機に、一度当団体の担当者と面会の上協議を行いたいというお考えの場合は、その旨上記の回答期限までにご連絡願います。貴社の誠実、真摯な対応を期待します。

当団体は、当該「お問い合わせ」についてはお問い合わせを行っている事実も含めて非公開にて行っておりますが、当該「お問い合わせ」を機に貴社が私どもとご協議いただき、その結果、契約書の改定等、一定の解決に至った場合には、解決に至った時点で、当団体の「お問い合わせ」の内容及び、解決結果のみを当団体ホームページ等で公表させていただきます。

当団体の活動方針については、詳しくは別添の「KC'sの「お問い合わせ」「申入れ」事業における活動方針について」をご参照ください。

記（質問事項）

- 1 ツーカーホン関西で販売していたプリペイド式携帯電話機価格をご教示下さい（メーカー希望価格で結構です、複数ある場合は機種名とともに価格をご教示下さい。）。
- 2 プリケーロング契約を行う場合、長期サービス利用料として1万2000円が必要となっておりますが、「1万2000円」という金額になっ

た理由（根拠）をご教示下さい。

- 3 長期サービス利用料1万2000円は何の対価として請求されるものなのでしょうか。
- 4 プリケーロング契約の新規受付は、いつまで行われていたのでしょうか。
- 5 新規申込を行おうとする者及び、プリケーロング契約者に対し、同様のサービス提供はなされない旨の通知を行ったのはいつからでしょうか。どのような方法でどのような内容を具体的に通知されたのでしょうか。書面で行っていた場合には、書面の写しを回答書と併せてお送りいただきますれば幸甚に存じます。
- 6 現在、貴社は、プリケーロング契約者が貴社へ移行するに関しいくつかの特典を付与されていますが、特典の具体的な内容・個々の特典実施開始日・段階的に特典を実施するに至っている場合はその理由をご教示下さい。
- 7 プリケーロング契約において、契約締結後一定期間は解約することは出来ないという制約は存在したのでしょうか。
- 8 貴社への移行を考えないプリケーロング契約者に対し、契約期間の長短にかかわらず一切長期サービス利用料を返金しないというお考えなのでしょうか。一切返金しない考えである場合はその理由をご教示下さい。
- 9 貴社が使用されているツーカーホン関西の約款第101条の4第2項には、「当社は、プリペイド携帯・自動車電話契約の解除があったときは、支払済みのプリペイド長期サービス利用料については返還しません。」と記載されています。当該条項により長期サービス利用料が返金されないこととされた理由についてご教示下さい。
- 10 貴社は、貴社の事情によりサービス提供が不能となった場合も、ツーカーホン関西の約款第101条の4第2項は一律に適用されるとお考えでしょうか。例外的に適用されないケースが存する場合はご教示下さい。

以 上